職業紹介事業に係る問題集

作成：大阪労働局需給調整事業部

需給調整事業第２課

＜職業紹介＞

以下の設問について回答して下さい。

なお、各法律等の名称については以下の（）内の略称で表示しています。

・職業安定法（職安法）

・職業安定法施行規則（施行規則）

・職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して対処するための指針（指針）

・職業紹介事業の業務運営要領（要領）

労働条件等の明示

Ｑ１.

労働条件等の明示のうち、賃金に関する事項について、最低限記載しなければならない項目は、①基本給、②定額的に支払われる手当、③通勤手当、④昇給に関する事項の他、もう一つは何か。

Ｑ２．

労働条件等の明示において、正社員の募集であれば、試みの使用期間について記載しなくても良い。○か×か。

Ｑ３．

労働条件等の明示について、令和２年４月１日から新たに明示しなければならない事項は何か。

国外にわたる職業紹介

Ｑ４．

国外にわたる職業紹介において、職業紹介に関し、保証金の徴収等名目を問わず求職者の財産を管理するもの、違約金等不当に財産の移転を予定する契約を締結するもの、求職者に対して渡航費用その他を貸し付けている取次機関を利用することができる。○か×か。

Ｑ５．

日本国内に居住する外国人労働者を日本国内の求人者に紹介することは、外国人の紹介であることから、国外にわたる職業紹介として労働局への届出が必要である。○か×か。

取扱職種の範囲

Ｑ６．

取扱職種の範囲等の明示において、求職者に対しても、求人者から徴収する手数料を明示する必要がある。○か×か。

Ｑ７．

取扱職種の範囲について、厚生労働大臣に全職種と届出をしているが、実際には特定の職種しか取り扱っていない場合、それ以外の職種のみでの就職を希望する求職者の求職申し込みを断ることが出来る。○か×か。（前提として、求職の申込みの内容は法令に違反していないものとする）

情報提供

Ｑ８．

職業紹介事業者は前事業年度における就職者数等の情報について、人材サービス総合サイトを用いて情報提供するよう努めなければならない。○か×か。

個人情報

Ｑ９．

職業紹介事業者は求職登録の際、求職者に連絡がつかない場合に備えて他の連絡方法を把握するため、家族構成とその連絡先（氏名、電話番号）を提出させてもよい。○か×か。

転職勧奨

Ｑ１０．

職業紹介事業者は職業紹介により就職した全ての労働者に対し、就職した日からの期間を問わず転職の勧奨を行っても構わない。○か×か。

返戻金制度

Ｑ１１．

職業紹介により就職した労働者が早期に離職した場合、人材の確保ができずに、紹介手数料も支払うこととなるのは、求人者にとって負担が大きい為、有料職業紹介事業者は返戻金制度を設けることが望ましい。○か×か。

年齢制限

Ｑ１２．

募集する業務の内容において、重いものを運ぶ仕事をしてもらいたい場合、若くて力の強い労働者が欲しい為３５歳以下に限るというように条件を絞って募集を行っても構わない。○か×か。

業務提携

Ｑ１３．

職業紹介事業者間で業務提携する場合に限っては、求職者の就職を成立させるためという目的に変わりがないことから、提携する職業紹介事業者に対して業務に必要な範囲内で求職者の情報を提供する場合は、求職者の承諾を得ておかなくても構わない。○か×か。

職業紹介責任者

Ｑ１４．

職業紹介事業所において、職業紹介に係る業務に従事する者の数が１０１人であるとき、職業紹介責任者は２人以上選任する必要である。○か×か。

許可証等

Ｑ１５．

有料職業紹介事業者が、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所に掲示しなければならないものは、手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面のみである。○か×か。

求人・求職・手数料管理簿

Ｑ１６．

求人求職管理簿は求人又は求職の有効期間終了後から、手数料管理簿は手数料の徴収完了後から、それぞれ何年間保存する必要があるか。

求人管理簿

Ｑ１７.

求人管理簿について正しいものはどれか。

①求人者の連絡先については、担当者の名字と電話番号の記載があれば足りる。

②無期雇用の就職者については、就職後６か月以内の離職状況を記載する必要がある。

③求人数の記載について、明確に定まっていない場合は「若干名」と記載することで足りる。

手数料管理簿

Ｑ１８.

手数料管理簿についての記載において、徴収した金額を書いておけば、算出の根拠となった賃金や割合等の内容がわかるように記載する必要はない。○か×か